

## 小田原市学校教育振興基本計画の改定について

### 1. 目的

国が策定した「教育振興基本計画」を参酌するとともに、本市の総合計画、「小田原市教育大綱」（平成 28 年 3 月策定）などを踏まえ、小田原市の教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「小田原市教育振興基本計画」（平成 30 年度から平成 34 年度の 5 年間）を改定する。併せて、基本計画のエッセンスを広く保護者や教員、教育関係者等に周知し、本市の教育施策についてご理解いただく。

### 2. 事業概要

現行の「小田原市学校教育振興基本計画」（平成 25 年度から平成 29 年度）の達成状況を総括するとともに、その成果と課題を踏まえ、教育における新たな諸課題に対処する諸事業を実施するための根拠となる計画を改定する。

### 3. ポイント・課題

- ・ 従前計画は市として初めての計画づくりだったため、関係機関から代表者が集まる形で行ったが、今回は従前計画を継承しつつ、ポイントとなる主要課題の検討については有識者に参画をいただき、コンパクトな体制で改定作業を行う。
- ・ 教育は事業に対する評価基準があいまいである。それぞれの柱事業において独自の評価基準を設ける作業を組み入れ、目標設定を明確にすることで達成状況を明確化したい。
- ・ 主要項目としては、インクルーシブ教育、就学前教育、コミュニティ・スクール、アクティブ・ラーニング（主体的・対話的で深い学び）、体験学習等を想定している。

### 4. 委員構成（案）

教育大綱の考え方にに基づき、要所に有識者を配置した委員構成とする。

教育の木 (教育大綱)		分野	想定団体等	人員構成
全体	全体	教育政策 インクルーシブ教育 アクティブ・ラーニング	学識経験者 教育委員	有識者① 和田委員長 栢沼教育長 萩原委員 森本委員
学校	知	小学校	小学校長会から 1 名	
		中学校	中学校長会から 1 名	
	徳 体	文化芸術・体験 スポーツ・食育・体験	音楽・美術大学等 体育大学等	有識者② 有識者③
就学前	全体	幼稚園・保育園	就学前教育の専門家	吉田委員
家庭 地域 社会	地域	地域	地域コミュニティ関係	有識者④
			公募市民	

## 5. スケジュール

別紙参照

### 【法律】

教育基本法 第十七条（教育振興基本計画）

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。